

飲食店等営業事業者のみなさんへ

2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2018年7月の健康増進法の一部改正により受動喫煙防止対策が強化され、学校や病院等のいわゆる「第一種施設」は2019年7月から原則敷地内禁煙、事業所や飲食店等のいわゆる「第二種施設」については、2020年4月から原則屋内禁煙となるなど、改正法が全面施行となります。

こうした中、「第二種施設」である飲食店等においては、2020年3月末までに禁煙又は分煙（喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室の設置）を選択し、喫煙室を設置する場合は必要事項を記載した標識を掲示するなど、各事業者において法に基づく受動喫煙対策の措置を講じていただく必要があります。

既存の小規模飲食店（2020年3月31日現在、飲食店の営業許可を受けており、客席面積100㎡以下かつ資本金等5,000万円以下の店舗）は、「既存特定飲食提供施設」として、法の経過措置として当面は、喫煙（フロア全体での喫煙等）を選択することが可能であり、この場合は施設所在地の道立保健所に「喫煙可能室設置施設届出書」を提出していただくことになります。

※届出書の備考欄には、記載例にあるとおり、客席面積、資本金等の総額及び従業員に対する受動喫煙対策の内容を必ず記載してください。（労働者に対する受動喫煙対策は、健康増進法及び労働安全衛生法等により、事業者の責務（努力義務）とされています。

※届出開始時期

2020年2月3日（月）から各道立保健所で受付開始（郵送での提出可）

また、利用者に対して喫煙する場所を提供することを主たる目的とする公衆喫煙所やバー・スナック等の「喫煙目的施設」については、国の技術的基準を満たす喫煙目的室を設置するほか、標識の掲示や適切な広告・宣伝を実施する必要があります。

第二種施設及び喫煙目的施設におかれましては、こうした改正法の規定を遵守していただくようお願いいたします。

なお、喫煙専用室等における気流の測定などについては、各施設において実施していただくものでありますので、専門企業等に相談するなどして適切に対応いただきますよう、お願いします。

標識及び届出書は道ホームページからダウンロード可能です。



北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくりグループ
※詳細は、店舗所在地の道立保健所へお問い合わせください。